

真心の園ショートステイ利用料金表(1割負担)

令和4年10月1日から

A						B		処遇改善加算			
1日当たり	基本サービス費	看護体制加算 サービス体制加算 夜勤職員配置加算	利用日数	+	送迎 片道 184円	+	送迎回数	8.3% ※1			
要介護1	696	48	× 利用日数					+		特定処遇改善加算	
要介護2	764	48						2.7% ※2			
要介護3	838	48						+		介護職員等ベースアップ等支援加算	
要介護4	908	48						1.6% ※3			
要介護5	976	48									

加算の内訳

- ・看護体制加算 (I及びII) 12単位
- ・サービス提供体制強化加算(II) 18単位
- ・夜勤職員配置加算(II) 18単位

※1 介護職員処遇改善加算 所定単位数(A+B)に8.3%を乗じた単位

※2 特定処遇改善加算 所定単位数(A+B)に2.7%を乗じた単位

※3 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数(A+B)に1.6%を乗じた単位

1日当たり	食費	居住費	小計
第1階層	300	820	1,120
第2階層	600	820	1,420
第3階層①	1,000	1,310	2,310
第3階層②	1,300	1,310	2,610
第4階層	1,445	2,006	3,451

朝食 262円 昼食 607円 夕食 576円

(第1階層) *市町村税非課税世帯であり、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

(第2階層) *市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方
(預貯金 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下)

(第3階層①) *市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
(預貯金 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下)

(第3階層②) *市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
(預貯金 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下)

(第4階層) 上記以外の方

※上記階層は介護保険課へ申請することで認定されます。

認定を受けられた方は必ず利用時に提示をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お電話下さい。

